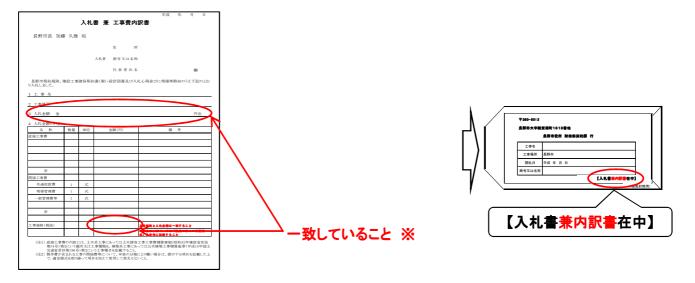
「建設工事」の競争入札に係る「工事費内訳書」及び「入札用封筒」等について

1 予定価格130万円を超える「指名競争入札」

(1)又は(2)のいずれかの方法で提出してください。

(1)「入札書兼工事費内訳書」による場合



(2)「入札書」と「工事費内訳書」による場合



※ 1万円未満の端数を切捨てた入札金額を除きます。

2 予定価格1,000万円以上の「事後審査型一般競争入札」及び「条件付き一般競争入札」 これまでどおり二重封筒で提出してください。(電子入札による場合を除く。)

3 その他の入札・見積

以下の入札・見積は、原則として内訳書の提出を求めません。

- 「建設工事」のうち、予定価格が130万円以下(各課で直接発注)の見積
- ・「工事に係る業務委託」の入札・見積
- ・「随意契約」の見積